



2020年4月20日

新潟県教育委員会
教育長 稲荷 善之 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

新型肺炎問題に関する各質問への回答要求について

日頃より、本県教育発展に対するご尽力に敬意を表します。

さて、貴委員会は、3月2日から一斉に臨時休業に入った後、同27日に「4月6日再開」通知を
発出するまでの間、再開に必要な対応をほとんど行っていなかったことに対して、多くの疑問の
声が私たちの元に寄せられていました。再開にあたって、本来であれば、全県1学区制で多くの
生徒が公共交通機関を利用して通学をしている状況を把握しているわけですから、学校間の協議
の場を設けるなどして、時差登校や分散登校などを検討しておく必要があったにもかかわらず、
具体的な指示はなかったようです。

また、授業時程や部活動も再開するなり、いきなりフルサイズで行われていました。健康診断
やその他学校行事の取り扱いについても、予定された年間行事計画通りに実施しようとしていた
のではないのでしょうか。

的確な情勢把握の欠如、再開に当たって検討すべきことに対する創造性の欠如した県教委の無
施策のために、再開してみたものの、結果的に4月8日に「部活動中止」、「耳鼻科・歯科・眼科
検診の延期」、10日には「体育祭、文化祭、球技大会の中止・日程変更」などの通知を相次いで発
出する事態となり、現場の混乱を招くこととなりました。その挙げ句に、4月13日の再臨時休業
決定が行われました。

そもそも、文科省が発する通知をただ現場に垂れ流すことが県教委の使命ではないはずで
す。文科情報を本県の実情に合わせて手を加えた上で、現場に伝えなければならないことを貴委員
会は自覚していないのではないですか。

再臨時休業を決めた同日の記者会見で、県知事は国の緊急事態宣言発令に伴う対応であるこ
とを強調し、県教育長は「批判は甘んじて受け止める」と発言していましたが、子どもたちや現場教
職員にとって、極めて無責任な教育行政の対応であると言わざるを得ません。今感染が深刻な地
域の対策を後追いするだけでは、本県においても感染を拡大させるばかりの結果となってしま
います。国への強力な意見具申、対策の先取りを行っていくことが求められています。

さて、貴委員会は、4月15日、突然「非常勤講師の出校停止」を現場に通知しました。理由は、
「学校再開後、土曜日や長期休業を短縮したりして補習の授業を行うところで出てきてもらわな
ければならないからだ」とのことですが、驚愕の判断です。臨時休業に伴う数多の課題を教育に
携わるすべての人間が英知を結集して乗り越えなければならない状況であるにもかかわらず、対
面授業がないこと、人件費予算のオーバー回避を理由に、人を減らしても良いとするこのたびの
県教委判断は「教育の自死」にも等しい、最悪の判断であるととらえています。

私たちはこの間、教育現場の超勤解消を訴えてきました。しかし、外部の人たちからはいつま
で経っても「先生方は夏休みがあつていいね」などと、時代錯誤の言葉を向けられてきました。本
来、社会や家庭が担うべき事柄が教育現場にどんどん被せられて、その結果、教員は勤務時間
では到底終わらない負担を課せられることとなっています。本来、教育現場の現実を社会に発信す

べき教育行政自ら、授業がなければ教員は仕事がないのだと言わんばかりのこのたびの通知は到底許されるものではありません。

貴委員会は、自ら教育の作用を貶めていることが教育予算全国 46 位の低位に置かれている原因となっていることを自覚すべきです。

つきましては、現場教職員に効果的、有機的に動いてもらえるしくみ作りを早急に構築するよう求めるとともに、この間、現場から寄せられた、以下の質問について早急なご回答をお願いします。

記

- ①臨時休業中に登校日を設けようとしているが、そこでの感染防止対策をどのように考えているのか。
- ②各学校では、時差登校や分散登校等の措置を考えているようだが、1 クラス分の生徒全員を1 教室に入れて指導するなどはありませんかと思われ、少なくともそのあたりの配慮はすべての学校の共通認識としてとらえられているのか。
- ③長引く自粛要請に対して、家庭内 DV の増加等の報道があるが、臨時休業期間中の生徒動静の把握、精神的ケア等にかかわるとりくみの具体について現場で共有されているのか。
- ④スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、その他様々なスタッフ職が配置されているはずだが、臨時休業に伴い、今の危機的状況に対応した活用の工夫が図られているのか。
- ⑤学校再開の条件をどのように考えているのか。国が示さないと教育行政は判断できないのか。教委単独で判断できないならば、都道府県・市町村教育委員会は連帯して国に対してその条件を示すよう強力に働きかけるべきではないのか。
- ⑥学校再開となった場合、再開のイメージをどのように考えているのか。長期休業を強いられた子どもたちをいきなり学校のフルサイズの流れにさらすわけにはいかないではないか。子どもたちの置かれていた状況に応じて必要なケアを行っていかねばならないのではないのか。
- ⑦修学旅行はどう対応すれば良いのか。
- ⑧登校の際に生徒の体温報告や健康観察があったが、基本的に、家庭でやるべきことではないのか。
- ⑨臨時休業によって実施できなくなった授業についてどのように考えているのか。
- ⑩長期休業期間の短縮日数や土曜日授業の実施日数について、どの程度が妥当だと考えているのか。児童・生徒への負担や教職員の勤務時間を鑑みれば、各学校にまじまじに決めさせて良いものではないのではないのか。
- ⑪長期休業中や土曜日等の補習を当てにすることは、感染危機の長期化も言われる中で安易な考え方ではないのか。
- ⑫休業中課題や家庭学習の評価等の取り扱いをどのように考えているのか。この先も学校再開が難しいとの想定の下で、対面授業と同等の取り扱いにするための対応を早急に考える必要があるのではないのか。
- ⑬指導要領に規定される授業時数をどのように考えているのか。標準である 1050 単位時間、1 単位=1750 分の履修が物理的に不可能となった場合、どうするつもりなのか。
- ⑭授業期間 35 週、長期休業等期間 17 週と単純に考えれば、4 か月(4~7 月)臨時休業したら、あとは休みもなく授業を 3 月末まで押し込まないと指導要領の求める授業時間数を実施できないこととなるが、この点についてどのように考えているのか。

- ⑮津南中等のリモート授業の様子が報道されていたが、他校でも同様の対応が取れるよう早急に予算措置すべきではないか。
- ⑯面談などの時間もないのに、管理職は教科書の締切が例年7月だからと選択科目説明会の心配ばかりしている。遅らせられないのか。
- ⑰保護者がメールメイト等に登録しているか、HPを見られるか、一応確認したが、メールメイトに登録していない家庭には電話連絡との声もあり、担任の負担はかなりだ。保護者の携帯にかけるのも気が引けるし家電話がない家庭も多い。県教委として指針を示したり、連絡にかかる電話料金等の手当をすべきではないか。
- ⑱高校入試についてその公平性の確保などはどうなるのか。実施の可否判断をどうするのか。実施するとした場合、中学校の履修状況等(臨時休業期間が県内市町村で異なる状況)について、出題範囲などを勘案していかなければならないのではないか。
- ⑲大学入試等についてその公平性の確保などはどうなるのか。実施の可否判断をどうするのか。実施するとした場合、高等学校の履修状況等(臨時休業期間が都道府県、公・私立等で異なる状況)について、出題範囲などを勘案していかなければならないのではないか。
- ⑳臨時休業によって、家庭の経済状況に比例するとされる教育格差が拡大しているのではないか。塾や家庭教師などを私費で利用できるのは限られた家庭であることから、臨時休業の間に学力格差がさらに拡大してしまうのではないか。その手当の具体をどのように考えているのか。
- ㉑就職等の出口保障はどうなるのか。今年度卒業予定者は、最悪の経済状況に直面させられる可能性が極めて高くなっている。高校生の雇用確保策や現場への具体的対応策の支持等についてどのように考えているのか。
- ㉒高校生の就職に関する諸会議は例年7月以降から始まるが、労働局、ハローワーク等国機関職員の業務がかなり制限されているようだ(そのあたりの情報は入っているのか?)。例年通りのスケジュール、内容が保障されるのか極めて不透明だが、先の見通しを関係機関から速やかに情報収集等行って現場に周知すべきではないか。
- ㉓学習指導要領が求める基準に達しなかった場合でも学年を進めることができるのか。
- ㉔今後の感染者数の推移によっては医療崩壊も現実味を帯びる中で、児童・生徒の定期健診等の機会をどのように保障していくつもりなのか。文科省、都道府県、市町村と医師会との間で早期に善後策を検討しておかなければ、再開後の学校現場の混乱が目に見える。
- ㉕県教委と市町村教委の連携がないために、各地の医師会等とのやりとりに混乱を来している。たとえば、新潟市では、歯科検診について、市教委は計画通り実施、県教委は6月30日以降に「延期」との対応。
- ㉖感染症によって、不安を煽る報道や長期の自粛、休業の影響で子どもたちを保護すべき家庭が相当ストレスフルの状況に置かれている。大規模災害はいつも社会的弱者を最初に窮地に陥れる。過酷なストレス状況に置かれている子どもたちの精神的ケアの具体策をどのように考えているのか。
- ㉗非常勤養護教員を4月中「出勤させない」との対応をしたが、3か月常勤養教はどうするのか。養教の複数配置の趣旨は「大規模校に優先配置」だが、県教委はこの間定数崩しにより、常勤、非常勤配置してきた。3か月常勤については、「年度初の健康診断」を担ってもらおうとこの間説明している。臨時休業となる中、健康診断を6月末以降に「延期」したわけだから当然常勤講師の任用期間も延長しなければならないではないか。
- ㉘部活動登録もできない状態で、各部の登録料や、高体連、高文連などの報告、各大会はどうなるのか。